



釧路あすなろクラブ会報

2021年 3月号

令和3年度年間テーマ 【温故知新】

60周年を間近に控える本年度、様々な制約がある中でも歴史を知り今後のクラブに想いを巡らせながら会員相互の親睦を深める一年にして頂きたいです。

【執行部担当例会】

開催日時：令和3年3月18日(木曜日)

開催場所：釧路センチュリーキャッスルホテル(3階孔雀の間) 各会社“ZOOM”オンライン

出席者：第一部会5名 第二部会7名 第三部会9名 第四部会6名

合計出席者：27名(内オンライン11名)(全48名) 出席率 58.25%

【会長挨拶】

今晩は、今回はウェブ会議ですけど、まだまだ釧路もコロナは収まらず増えている一方でございます。

この度は、あすなろクラブの例会でウェブ会議やリモートと言われる方法で例会開催致しますが、本来で有ればこの様な形での開催はしたくは無いです。ですが今後の為にも、もしまた緊急事態になった時には、出来るだけ皆さんと画面を通してでも、例会や報告等が出来れば良いと判断し、59期はネット活用によるウェブ会議“ZOOM”を利用する形で開催する方向で進めました。それに伴いまして、ウェブ会議“ZOOM”を知って頂き、今後に繋げて行きたいと考えています。また新しい変異ウイルスが色々な所からじわじわと迫っていますけれども皆さんも健康には十分気をつけて下さい。

【例会内容】

題目：【オンライン例会体験会】

講師：(有)エヌジェーシー 専務取締役 谷口耕二 (当会員)

内容：「ネットに潜む危険から身を守す為に覚えておきたい事」

ウイルス・詐欺・情報漏えいなどの危険からインターネットを安全に利用するために情報セキュリティ対策の9か条を谷口さんから1条～9条まで丁寧に色々な例題のもと教えていただくことができました。また今回は例会会場と谷口さんの会社と会員方々の会社にて“ZOOM”オンラインで繋がる本格的な例会でした。



【部会活動報告】

第一部会	活動なし	第二部会	活動なし
第三部会	3月24日 釧路センチュリーキャッスルホテル(7名)	第四部会	活動なし

【事務局連絡】

- 都合上、急遽例会を欠席される方や例会を途中退席される方は必ず各部会長へ連絡をお願い致します。
- 例会に於いては必ず会員バッチを付けてください。例会受付にて販売もしております。
- 円滑な会の活動を進めるために、年会費の早期納入をお願い致します。
- ホームページではカラーの会報、写真、過去の記念誌、会報などがご覧いただけます。どうぞご利用ください。アドレス URL <http://www.marukoo.com/as/>



4月例会のご案内

■例会内容■ [通常講師例会]

演題： 裁判だけじゃない弁護士事務所のこんな使い方

講師： 高橋哲也会員（高橋哲也法律事務所代表）

■開催場所■ 釧路センチュリーキャッスルホテル

■日 時■ 令和3年4月15日（木曜日）

午後6時30分開始

■出欠連絡■ 締め切り 4月8日（木曜日）

【出欠連絡は必ず期日内に各部会連絡先へお願いします】

氏名 _____

4月例会 出席 ・ 欠席

食事（弁当） あり ・ なし

■感染予防対策■ *皆様のご協力をお願い致します*

- 会場入口ではアルコールでの手指の消毒と体温の測定
- ソーシャルディスタンスに沿った会場レイアウト
- マスクの着用にてご出席下さいます様お願い致します
- 会場内、噴霧器での空間除菌を行います

■各部会の連絡先 FAX 番号■

第一部会 東 陽一	57-7768	第二部会 久保下智之	22-2573
第三部会 前田 俊明	24-9538	第四部会 河村 浩道	55-5110

■体調に留意されまして当日においても体調変化がございましたらご出席をお控え下さい。

■例会開催時はバッジ着用願います。

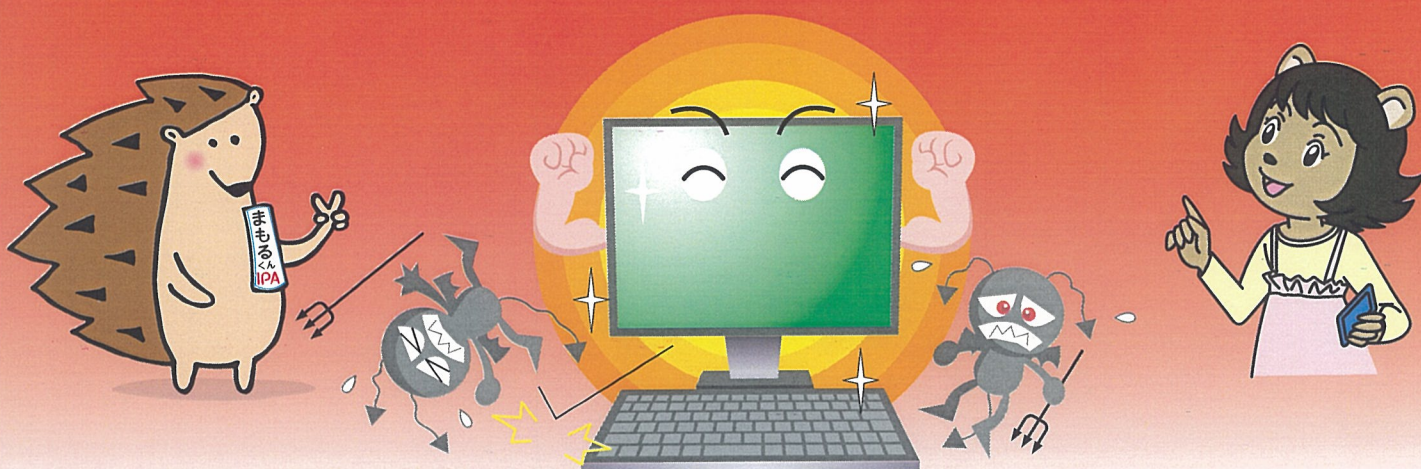


経済研修団体 釧路あすなろクラブ事務局 事務局長 久保下智之 （北東建設株式会社）

085-0048 釧路市駒場町 8-3 TEL090-8274-4679 FAX0154-22-2573 Email:kuboshita@hokutoukensetsu.com

インターネットを安全に利用するための 情報セキュリティ対策 **9** か条

インターネット利用の 安全点検を!



生活の幅や人との 触れ合いを広げる インターネット

インターネットを利用すると、自宅に居ながらにして欲しい情報を集めたり、人とコミュニケーションしたりネットショッピングをしたりできます。

災害発生時には 自分の命を 支えてくれます!

震災のときには、テレビや電話が使えないときもインターネットで情報収集できたことが報告されました。避難場所や支援物資の配給場所、安否確認など、自分の命を支える手段にもなります。

でもウイルス・詐欺・情報漏えいなど、危険も……
安全に利用するために9か条で点検しましょう

詳しくは
裏面を
ご覧下さい

インターネット利用の 安全点検を!

インターネットを安全に利用するための

情報セキュリティ対策 9か条

1



OSやソフトウェアは常に最新の状態にしておこう

新たにひろまるコンピュータウイルスに対抗するため製造元から無料で配布される最新の改良プログラムにアップデートしましょう。

2



パスワードは貴重品のように管理しよう

パスワードは自宅の鍵と同じく大切です。パスワードは他人に知られないように、メモをするなら人目に触れない場所に保管しましょう。

3



ログインID・パスワード絶対教えない用心深さ

金融機関を名乗り、銀行口座番号や暗証番号、ログインIDやパスワード、クレジットカード情報の入力促すような身に覚えのないメールが届いた場合、入力せず無視しましょう。

4



身に覚えのない添付ファイルは開かない

身に覚えのない電子メールにはコンピュータウイルスが潜んでいる可能性があります。添付されたファイルを開いたり、URL(リンク先)をクリックしないようにしましょう。

5



ウイルス対策ソフトを導入しよう

ウイルス対策ソフト

ウイルスに感染しないように、コンピュータにウイルス対策ソフトを導入しましょう。(家電量販店などで購入できます)

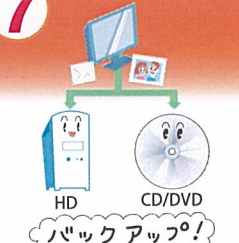
6



ネットショッピングでは信頼できるお店を選ぼう

品物や映画や音楽も購入できるネットショッピング。詐欺などの被害に遭わないように信頼できるお店を選びましょう。身近な人からお勧めのお店を教わるのも安心です。

7



大切な情報は失う前に複製しよう

家族や友人との思い出の写真など、大切な情報がパソコンの故障によって失われることのないよう、別のハードディスクなどに複製して保管しておきましょう。

8



外出先では紛失・盗難に注意しよう

モバイル機器にはパスワード

大切な情報を保存したパソコン、スマートフォンなどを自宅から持ち出すときは機器やファイルにパスワードを設定し、なくしたり盗まれないように注意して持ち歩きましょう。

9



困ったときはひとりで悩まずまず相談

詐欺や架空請求の電子メールが届く、ウイルスにより開いているウェブページが閉じないなどの被害に遭遇したら、一人で悩まず各種相談窓口に相談しましょう。(下記参照)

各種相談窓口

コンピュータウイルスに感染したと思ったら

IPA 情報セキュリティ安心相談窓口
電話番号: 03-5978-7509 (平日 10:00-12:00, 13:30-17:00)

広告や宣伝目的の迷惑メールに困ったら

財団法人日本データ通信協会 迷惑メール相談センター
電話番号: 03-5974-0068 (平日 10:00-17:00)

犯罪に関する相談・電話による情報提供

各都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口
(電話: 各都道府県にお問い合わせください)

関連情報

ここからセキュリティ!

国内の主な情報セキュリティ啓発コンテンツを官民一同に集めたサイト
<http://www.ipa.go.jp/security/kokokara/>

映像で知る情報セキュリティ

10分前後のドラマ等で楽しみながら情報セキュリティを学べる
<http://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/videos/>

対策のしおりシリーズ

情報セキュリティピックをイラスト入りのわかりやすい読み物にした小冊子
<http://www.ipa.go.jp/security/antivirus/shiori.html>

NISC 内閣サイバーセキュリティセンター



内閣サイバーセキュリティセンターでは、「知る・守る・続ける」をキャッチフレーズに、情報セキュリティの普及啓発を推進しています。とくに、毎年2月から3月18日までの期間を「サイバーセキュリティ月間」とし、国民の皆様に対する集中的な普及啓発に取り組んでいます。

国民を守る情報
セキュリティサイト

<http://www.nisc.go.jp/security-site/index.html>

IPA 独立行政法人 情報処理推進機構
技術本部 セキュリティセンター



IPAセキュリティセンターは誰もが安心、安全な頼れる「IT社会」を目指して、国民の皆様へ情報セキュリティに関する注意喚起や対策情報・対策手段の提供、届出制度や相談窓口を設けるなどセキュアな社会の整備に貢献するための活動を行っています。

IPA セキュリティセンター

<http://www.ipa.go.jp/security/>

自宅からの

インターネット通販で外出抑制

外出を控えて
新型コロナウイルスの
感染症拡大防止

ポチッと
する前に

トラブルに巻き込まれないように もう一度確認してください！

悪質サイト、悪質事業者があなたを狙っています

① 偽ショッピングサイトではないですか？

販売実態がないにもかかわらず、巧みに払込みだけをさせる悪質なサイトが出回っています。

② フィッシングサイトにご注意

ショッピングサイトを装って不正に個人情報を読み取る悪質サイトも出回っています。

③ 大手モールサイトでも偽ブランド品にご注意を

あなたが実際に取引している出品者・出店者は誰ですか？
身元を隠し、偽ブランド品を売っている者がいます！

一般的に気を付けなければならないこともあります

④ よく確認してください！ 定期購入トラブルにご注意

「お試し価格・1回限り」と思って購入しようとしても、
本当は高額での複数回の購入契約かもしれません。

⑤ 返品ルールをよく確認しましょう

返品については事業者が表示したルールをよく確認しましょう。
「返品不可」と記載されていれば返品することは困難です。

おかしいと思ったら。
心配なことがある場合は。



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

一人で悩まず、

消費者ホットライン 188

(局番なしの3桁番号)

にご相談ください。

消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」



具体的な事例

●偽ショッピングサイトの注意喚起

- 「SENJU株式会社」と称する通信販売サイトを運営する事業者に関する注意喚起について（2020年4月30日）
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019710/index.html>

●大手モールサイトで偽ブランド品を販売していた通信販売業者への行政処分等

- 特定商取引法違反の通信販売業者13事業者に対する業務停止命令（3か月）及び指示について（2020年4月7日）
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019559/>
- デジタルプラットフォーム事業者が提供するショッピングモールサイトにおける偽ブランド品の販売に関する注意喚起（2020年4月7日）
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019557/index.html>

●定期購入の条件を分かりやすく表示した通信販売業者への行政処分

- 通信販売業者【株式会社TOLUTO】に対する行政処分について（2019年12月26日）
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/018419/>
- 通信販売業者【株式会社アクア】に対する行政処分について（2019年12月26日）
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/018420/>
- 通信販売業者【株式会社GRACE】に対する行政処分について（2020年1月22日）
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/018692/>

おかしいと思ったら。
心配なことがある場合は。



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

一人で悩まず、

消費者ホットライン 188

（局番なしの3桁番号）

にご相談ください。

消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」



偽ショッピングサイトにご注意！

- 次のようなショッピングサイトには注意が必要です。
 - ① 「.xyz」など見慣れないトップレベルドメインが使用されている
 - ② 全ての商品が他のサイトと比較して大幅に割引されている
 - ③ 前払代金の振込先口座の名義がサイト上の事業者名や責任者名と異なっている
- 少しでも不安に感じた場合には、契約前に、サイト内に表示された住所などをインターネット上で検索し、不審な点がないかを調べるなどして、その事業者の存在をよく確認しましょう。



- ① 「.xyz」など見慣れないトップレベルドメイン
- ② 他サイトより大幅に割引

注意

- ③ 前払代金の振込先口座の名義がサイトの事業者名や責任者名と異なる



・注文
・代金支払



商品が届かない！

全く異なる商品が届く？



運営者に電話をしてもつながらない・
問合せメールを送っても回答は来ない

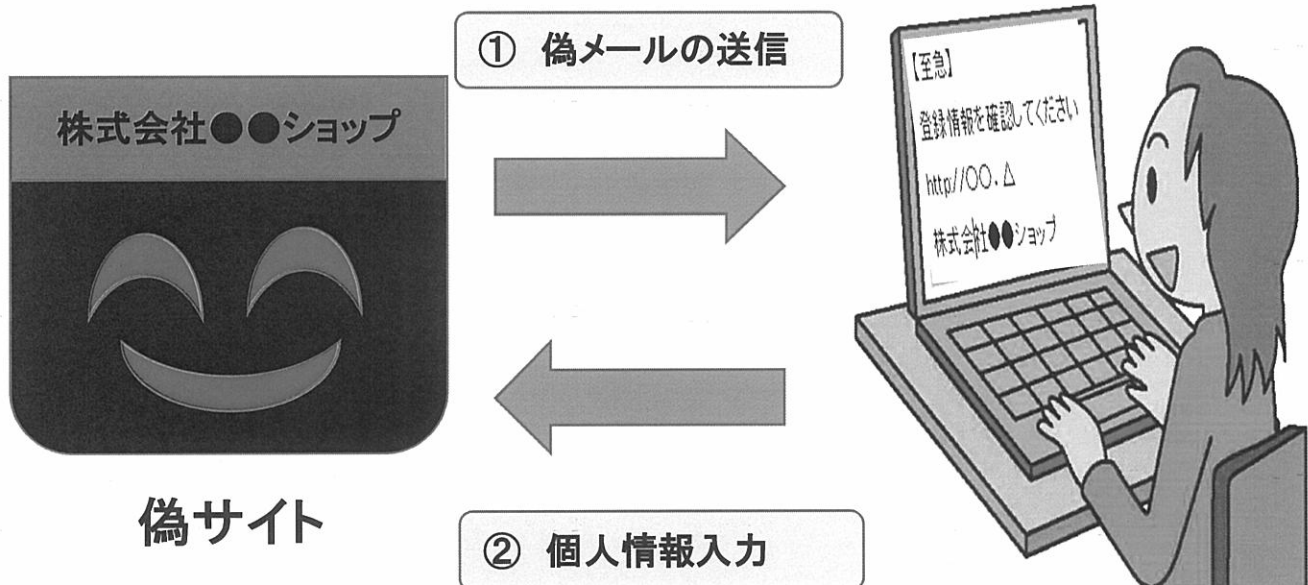
少しでも「おかしいな」と思ったら、消費者ホットライン (188) や 警察相談専用電話 (#9110) にお電話を！

通信販売サイトを装い個人情報盗むフィッシングサイトにご注意！

企業を装ってメールを送り、メールの受信者に、実在する企業の偽ウェブサイトへアクセスさせて、クレジットカード番号等を入力させるなどして、不正に個人情報等入手します。

被害防止策は次のとおり。

- ☑ メールソフトやwebブラウザのフィッシングサイト判別機能を活用する。
- ☑ ウイルス対策ソフト等を導入し、常に最新の定義ファイルにしておく。
- ☑ メールは、テキスト形式で受信する。
- ☑ 企業のサイトへ直接アクセスし、そちらに記載されている連絡先に確認する。
- ☑ 送信元IPアドレスを調べて確認する。
- ☑ URLが「https://」から始まっていることを確認し、電子証明書の内容を確認する。



少しでも「おかしいな」と思ったら、消費者ホットライン（188）や警察相談専用電話（#9110）にお電話を！

大手ショッピングモールサイトでの 偽ブランド品販売に注意！

信用できる出品者・出店者かどうかよく確認しましょう！

ポイント1

あなたが実際に取引しているのは、ショッピングモールサイトを提供するデジタルプラットフォーム事業者とは別の出品者・出店者であることも多いです！



ポイント2

サイトの仕組みを悪用して、身元を隠し、偽ブランド品の販売をしている出品者・出店者がいます！

例えば・

○サイト上で表示されている住所及び電話番号が、虚偽のものであることがあります。

○さらに、デジタルプラットフォーム事業者に対しても、身元を隠していることがあります。



※このような手口は、多くの悪質業者の間で共有されている可能性が高いです。

特定商取引法に基づく表記

販売業者:〇〇××
店舗連絡先:00-XXXX-XXXX
住所:〇〇〇〇〇〇〇〇
〒111
店舗名:△△△△△



ポイント3

信用できる出品者・出店者かどうかを、自分でもよく確認することが重要です！

例えば、次のような方法で、よく確認しましょう！

- 🔍 サイト上に出品者・出店者の名称、住所、連絡先がきちんと表示されているか確かめる。
- 🔍 インターネット等で検索して、表示の住所や電話番号が実在するか確かめる。
- 🔍 表示の電話番号に実際に電話をかけて、出品者・出店者につながるか確かめる。

重要!

特定商取引法では、住所や電話番号等の情報を表示することを義務付けていますので、その表示を確認しましょう。

🔍 この表示は、「特定商取引法に基づく表記」と記載されていることが多いです。

🔍 この表示は、以下の場所でされていることがあります。

- ① 商品の広告ページで、出品者や出店者の名称をクリックすると表示される場合
- ② サイトのページの下にリンクが貼られている場合

送料 無料
●●●●円(税込)

商品名: 〇〇サプリ
内容量: 12 200mg×60粒
原材料: 〇〇、〇〇〇、……
お召し上がり方: 1日2粒を目安に……

※1 〇〇〇〇
※2 △△△……

出品者: ×××××
0120-●●●-●●●

特定商取引法に基づく表記 | 会社概要 | プライバシーポリシー

特定商取引法に基づく表記

販売業者: ××××
店舗連絡先: 00-1111-1111
住所: 東京都千代田区〇〇
XX-XX
店舗名: 〇〇〇〇



定期購入や返品ルールに注意

通販申込前の確認ポイント



1回限りの購入？継続的な購入？



**継続的な購入の場合、回数は？
解約しないとずっと続く？**



**解約方法*・条件や
返品方法・条件は？**

※クーリング・オフはありません。解約できる期間・期限を確認しましょう。



**継続的な購入の場合、
総額や一定期間での支払額は？**



支払時期や引渡時期は？*

※継続的な購入の場合、2回目以降の商品は、前回の商品が届いてから何日後に届くか、後払いの場合、商品が届いてから何日以内に支払うのかを確認しましょう。

定期購入にご注意

知らないうちに継続的な購入になっています！

画面例



初回

完全無料でお試しできます！！
今だけ！お急ぎください！

★「お試し」
★「初回無料」
★「モニター募集」
★「初回特別価格」
などとうたっている
広告に注意！

今だけ！ 特別価格
お得な超〇〇コース

通常価格 6,000円 **0円**

完全無料で
今すぐ手に入れる

「今すぐ手に入れる」

<注文入力画面>

氏名
住所
.....

確認画面へ

利用規約に同意する
・特定商取引法に基づく表記
・返品・解約について

をクリックすると

「確認画面へ」を
クリックすると

注文[継続購入]確認画面

ご注文内容

〇〇 0円 1個	0円		
小計	0円		
送料	0円	計	0円

ご注文者様情報

氏名 消費者太郎
住所 東京都千代田区
.....

契約の内容

.....
.....

購入完了

- 購入する前に、「自動継続」、「〇回以上の継続が必要」などと記載されていないか、契約内容を最後まで確認しましょう
- 「規約」、「返品・解約」といったページも必ず読みましょう
途中で解約する方法など重要事項が記載されています
- 何度もスクロールが必要
でも・・・『今すぐ手に入れる』のボタンを押すと氏名などの入力画面に
- 飛ばされた画面や、小さい文字で記載された場所に、
契約の重要事項が記載されていることもあります

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188

消費者ホットライン188
イメージキャラクター『イヤヤン』

